

広島県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三谷神辺線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	旧	新			
福山市神辺町大字川北字衆御領九四九番四地先から 福山市神辺町大字川北字領家七二五番一地先まで	七・五〇〃 一九・一〇	七・五〇〃 一九・一〇		二六〇・八〇	
	二六〇・八〇	二六〇・八〇			
		ダブルウェイ			